

	中瀬ヶ谷	576の一部 577 578の一部 579から590まで 590の1 591 591の1 592から599まで 599の1 600 600の1 601 602 602の1 603 603の1 604から606まで 606の 1 606の2	谷	
	牛鬼ヶ谷	664の7 664の8		
	長 坂	809の13	榎谷町寺 谷	大 芝 谷
	大 芝	777の一部	榎谷町寺 谷	松尾ヶ谷 谷
	長 坂	824の1 825の1 825の2	榎谷町寺 谷	北 谷 谷
	北 谷	917の1の一部 917の2 918の1の一部 918の2の一部	榎谷町寺 谷	下西ノ谷
	上西ノ谷	982から984まで 985の一部 985の1		
	下初ノ木	245の一部 246の一部 249の一部 250の一部 255の一部 258の3の一部		
	五 反 田	144の1の一部 145の一部 146の一部 147の一部 147の 1 147の2 148の一部	榎谷町寺 谷	長 行 谷
	下初ノ木	232の一部 233から235まで 236の一部 237の一部 240の 一部 241から243まで 244の一部 244の1 245の一部		
	上銭木谷	1058		
	下銭木谷	1083の一部 1092から1094までの各一部		
	五 反 田	116の3 124の1 124の2 125 125の1 126 126の1 127の1 131の3 133 134の1 144の1の一部		
	長 行	1032の一部 1038の一部 1039 1040の1 1040の2 1041 1042から1046までの各一部	榎谷町寺 谷	平 尾 谷
	下銭木谷	1083の一部 1092から1094までの各一部 1095から1098まで		
	松 原	4の1 5 5の4 5の5		
	平 尾	1135の一部	榎谷町寺 谷	下 神 尻 谷
	神 尻	1217の16から1217の20まで		
榎谷町福 谷	城ヶ谷	751の1		

上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。
また、榎谷町寺谷字五反田101に隣接する道路である国有地の一部は、榎谷町寺谷字下正替谷に編入する。

また、榑谷町寺谷字中初ノ木261、262に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字下初ノ木に編入する。
 また、榑谷町寺谷字下初ノ木206の1、206の4に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字中初ノ木に編入する。

また、榑谷町寺谷字松尾ヶ谷801に隣接する道路である国有地の一部、榑谷町寺谷字長坂803に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字大芝に編入する。

また、榑谷町寺谷字大芝743に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字長坂に編入する。

また、榑谷町寺谷字中初ノ木259の2、260の2、268の5に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字北谷に編入する。

また、榑谷町寺谷字中初ノ木259の2に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字下西ノ谷に編入する。

また、榑谷町寺谷字下神尻1157、1158、1159の1、1161の1から1161の3まで、1162の1に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字平尾に編入する。

また、榑谷町寺谷字平尾1139に隣接する道路である国有地の一部は、榑谷町寺谷字下神尻に編入する。

備考 地番は、平成18年7月25日現在の地番である。

兵庫県告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神河町の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神河町長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
長 谷	大川原	120の一部 122の2	長 谷	灰 迫
	杉 谷	1579の41 1579の42	長 谷	大川原
	大川原	180 181の3 182の3	長 谷	清 水
	鍛冶ヶ野	191 192の1の一部 192の3の一部 194の1の一部 194の3の一部 201の7 202の1 202の5 203の2		
	板 屋	244の9の一部 251の一部 253の2 264の2 264の3 265の1 265の3 265の4 266の2 294の1 294の5 294の6 295の一部 295の1の一部 295の5		
	大ヶ柴	296の1の一部 297の1の一部 297の2の一部 297の4の一部 298の一部 303の1の一部 303の2の一部 304の1 305の1の一部 305の2 305の3の一部 305の4 305の5 305の6の一部 306の2 306の3の一部 307の一部 308の一部 308の1の一部 310の一部 310の2の一部 311 312の1の一部 313の一部		
寺之前	342の1 342の3の一部 342の4 343の1			

清 水	241の一部	長 谷	大ヶ柴
寺 之 前	340の6の一部		
大ヶ柴	306の3の一部 312の1の一部 313の一部 314の一部 314の1の一部 315の一部 316の一部 316の2の一部 317の一部 318の一部 323の1の一部 324の一部 325の 1の一部 326の1の一部	長 谷	寺 之 前
大川原田	430の1の一部 432の一部	長 谷	大川原田
寺 之 前	329の1の一部 329の2の一部 330の一部 331の一部 391の1の一部 392の1の一部 426の2の一部 426の3 426の6の一部 426の7 426の8の一部 427の一部 428 の一部		
大ヶ柴	326の1の一部		
大 水 田	558の一部 559から561まで 562の1 562の10 563の1 563の3 565 592 593 594の一部 595 596の一部 621 の一部 621の1の一部 621の2の一部 621の3 621の5 621の6 622の一部		
名 草	526の1の一部 526の3の一部 526の5 528の一部 529 の一部 529の1から529の3までの各一部 530 531の一部 531の1 533の一部 534 534の1の一部 535から537まで の各一部 539の一部 540の一部	長 谷	名 草
大川原田	491の1の一部 491の2 492の一部 493の1の一部		
大 水 田	558の一部 594の一部 621の一部 622の一部		
タカム子	1573の6の一部	長 谷	下モ向
名 草	526の1から526の4までの各一部 529の2の一部 545から 547までの各一部		
岸 野	992の3の一部		
タカム子	1573の6の一部		
名 草	534の1の一部 548の一部 549 550の1の一部 551から 553までの各一部	長 谷	大 水 田
岸 野	990の1から990の3までの各一部 991 991の1 992の1 の一部 992の2の一部 996の3の一部 997の一部		
	989 990の1から990の3までの各一部 992の1の一部 99 7の一部 998の一部 998の1の一部 1005の一部 1006の 2の一部	長 谷	依 成

依 成	934 935の4 936の1の一部 936の3 937の一部 938の1の一部 939の一部 940の一部 948の一部 949の一部 962の2の一部	長 谷	岸 野
-----	---	-----	-----

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する水路である国有地の一部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字長谷字灰迫83に隣接する大字長谷字灰迫の道路である公有地の一部は、大字長谷字大川原に編入する。

また、大字長谷字大ヶ柴318、319の1、320、321、321の1、323の1、323の2の地先の大字長谷字寺之前的水路である国有地の一部、大字長谷字大ヶ柴326の1、326の2、328の3、328の4に隣接する大字長谷字寺之前的水路である国有地の一部、大字長谷字大ヶ柴328の1、328の4に隣接する大字長谷字大川原田の水路である国有地の一部は、大字長谷字大ヶ柴に編入する。

また、大字長谷字下モ向520の2に隣接する大字長谷字大川原田の水路である国有地の一部は、大字長谷字下モ向に編入する。

また、大字長谷字岸野992の2、992の3に隣接する大字長谷字名草の水路である国有地の一部は、大字長谷字岸野に編入する。

また、大字長谷字岸野990の2、991の1の地先の大字長谷字依成の道路である公有地の全部は、大字長谷字大水田に編入する。

また、大字長谷字寺之前426の6、426の7の地先の大字長谷字寺之前的道路、水路である公有地の全部は、大字長谷字大川原田に編入する。

備考 地番は、平成18年11月24日現在の地番である。

兵庫県告示第 95 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年 1月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 栗原病院
 所 在 地 たつの市龍野町富永495番地の1
 認 定 年 月 日 平成18年12月14日
 認定の有効期限 平成21年12月13日

兵庫県告示第 96 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関として指定したもの、及び同法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関で名称等の変更、廃止及び休止した旨の届け出のあったものは、次のとおりである。

平成19年 1月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定介護機関に指定したもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	サービス種類 (居宅介護・施設介護等)	指定年月日	サービス種類 (介護予防)	指定年月日
認知症対応型デイサービスセンター「おおくま」	尼崎市杭瀬本町1丁目23-2	医療法人朗源会	尼崎市杭瀬本町2丁目17番13号	認知症対応型通所介護	平成18年10月1日	介護予防認知症対応型通所介護	平成18年10月1日
訪問介護ぬくもり	同 市武庫之荘1丁目6-1 武庫之荘ビル3階	ケアエンタープライズ株式会社	同 市武庫之荘1丁目6-1	訪問介護	同 年9月1日	介護予防訪問介護	同 年9月1日
亀井整形外科医院	同 市塚口町6丁目43-1	亀井整形外科医院	同 市塚口町6丁目43-1	訪問看護・訪問リハビリテーション	同 年8月6日	介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション	同 年8月6日
虹のサービス	同 市西川2丁目35番10号	有限会社虹のサービス	同 市西川2丁目35番10号	訪問介護	同 年9月1日	介護予防訪問介護	同 年9月1日
有限会社マザーハート	同 市元浜町5丁目34	有限会社マザーハート	同 市元浜町5丁目71-1	福祉用具貸与	同 年10月1日	介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与	同 年10月1日
コミュニティリビング手と手	同 市長洲西通2丁目8番30号	尼崎都市美化推進企業組合	同 市長洲西通2丁目8番30号	小規模多機能型居宅介護	同	介護予防小規模多機能型居宅介護	同
認知症対応型デイサービスセンター「あまの里」	同 市下坂部3丁目2番40号	社会福祉法人虹の会	同 市南武庫之荘10-62-17号	認知症対応型通所介護	同	介護予防認知症対応型通所介護	同
ケアステーションすずらん	同 市立花町4丁目9-5	有限会社健翔	同 市立花町4丁目9-5	訪問介護	平成18年9月18日	介護予防訪問介護	平成18年9月18日
介護センターれもん	同 市大庄中通5丁目17-1	株式会社わだ	同 市大庄中通5丁目17-1	居宅介護支援	同 年10月1日		
明石愛老園ホームヘルプステーション	明石市魚住町錦が丘2-6-8	社会福祉法人明石愛老園	明石市魚住町錦が丘2-6-8	訪問介護	同	介護予防訪問介護	平成18年10月1日
明石愛老園訪問介護事業所Ⅱ	同 上	同 上	同 上	訪問介護	同	介護予防訪問介護	同
医療法人明仁会明舞中央病院	明石市松ヶ丘4丁目1番32号	医療法人明仁会明舞中央病院	明石市松ヶ丘4丁目1番32号	居宅介護支援	同		
デイサービスセンター悠々倶楽部明石「やすらぎの里」	同 市魚住町中尾605-1 パティオ明石	株式会社ジェイオープランニング	大阪市中央区平野町1丁目6番8号	通所介護	平成18年10月15日	介護予防通所介護	平成18年10月15日
ヘルパーステーションあおぞら	同 市大蔵谷奥845-4	株式会社明輝	明石市大蔵谷奥845-4	訪問介護	同 月1日	介護予防訪問介護	同 月1日
友愛園居宅介護支援センター	同 市大久保町大窪2603-208	社会福祉法人友愛の里	同 市大久保町大窪2603-208	居宅介護支援	同		
友愛園ホームヘルプステーション	同 上	同 上	同 上	訪問介護	同	介護予防訪問介護	平成18年10月1日
さきたクリニック	西宮市和上町2-35-101	先田 功	大阪府堺市南区高倉台4丁目14-12	訪問看護	平成18年9月1日		
あいびーケアセンター	同 市山口町名来1丁目22-7	特定非営利活動法人あいびー	西宮市山口町名来1丁目22-7			介護予防訪問介護	平成19年10月19日
有限会社和建築介護事業部ベストサポート	同 市甲子園五番町14-10	有限会社和建築	同 市甲子園五番町14-10	特定福祉用具販売	平成18年10月18日	介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	同 月18日
居宅介護支援事業所レインボー西宮	同 市上田西町3-28	株式会社テラコーポレーション	同 市上田西町3-2	居宅介護支援	同 月19日		

株式会社セリオ 西宮営業所	同 市門戸荘2-18-101	株式会社セリオ	静岡県浜松市湖東 町3472番2			介護予防福祉用具 貸与	平成18年4月1日
西宮市立芦原通所 介護事業所	同 市芦原町1番20 号	社会福祉法人甲 山福祉センター	西宮市芦原町1-20			介護予防通所介護	同 年9月1日
介護老人保健施設 せんけい苑	洲本市桑間字太田 495-1番地	医療法人いちえ会	徳島県徳島市徳島 町2-54			介護予防通所リハ ビリテーション・介 護予防短期入所療 養介護	同 年11月1日
特定非営利活動法 人ジョイフル	伊丹市中央4丁目6 番24号フォレスト コート伊丹101号	特定非営利活動 法人ジョイフル	尼崎市南塚口町2丁 目29-35	訪問介護	平成18年10月1日	介護予防訪問介護	同 年10月1日
アミティーデューサー ビス鯨寿庵	同 市瑞穂町1-21	株式会社アミ ティージョイ	神戸市中央区御幸 通6-1-20 三宮山 田東急ビル5F	通所介護	同	介護予防通所介護	同
愛和レディースクリ ニック	同 市池尻1丁目 204-2	高島 正樹	茨木市桑田町9-14	居宅療養管理指導	平成18年9月1日	介護予防居宅療養 管理指導	平成18年9月1日
でいさーびす豊岡 げんき村	豊岡市正法寺611-3	株式会社豊岡げ んき村	豊岡市吉井558	通所介護	同 年10月1日	介護予防通所介護	同 年10月1日
通所介護たんぼぼ	同 市竹野町竹野 599	有限会社ワイ・ケ イ・エス	同 市竹野町竹野 599	通所介護	同 月19日	介護予防通所介護	同 月19日
メッセ介護支援セン ター加古川	加古川市平岡町新 在家1388番地の1 メッセビルB1F	メッセユニバース 株式会社	神戸市中央区港島 南町1丁目5番2			介護予防通所介護	平成18年10月27 日
メッセハウス	同 市平岡町新在 家1100番地の1	同 上	同 上			介護予防認知症対 応型共同生活介護	同
メッセハウス	同 上	同 上	同 上	認知症対応型通所 介護	平成18年10月1日	介護予防認知症対 応型通所介護	平成18年10月1日
ヴィラ播磨ホーム ヘルパーステーショ ン	加古川市志方町成 井100番地	社会福祉法人兵 庫福祉会	加古川市志方町成 井100番地			介護予防訪問介護	同 月30日
ヴィラ播磨デューサー ビスセンター	同 上	同 上	同 上			介護予防通所介護	同
介護老人福祉施設 ヴィラ播磨	同 上	同 上	同 上			介護予防短期入所 生活介護	同
あつふるデューサー ビス輝き	加古川市尾上町養 田160-1	株式会社民間教 育サービス	姫路市古二階町63 番地	通所介護	平成18年11月1日	介護予防通所介護	平成18年11月1日
アミーヘルパース テーション	たつの市龍野町日 飼384-4	有限会社介護支 援センターアミー	たつの市龍野町日 飼384-4			介護予防訪問介護	同 年9月1日
通所リハビリテー ションたんぼぼ	三木市志染町広野5 丁目275番地	医療法人社団関 田会	三木市志染町広野5 丁目271番地	通所リハビリテー ション	平成18年10月1日	介護予防通所リハ ビリテーション	同 年10月1日
柴田内科医院	宝塚市小林3丁目8 番45号	医療法人社団柴 田内科院	宝塚市小林3丁目8 番45号			介護予防訪問看護	同 月21日
マール・ケアセン ター	同 市光明町2-5- 501	有限会社IL MA RE	同 市光明町2-5- 501			介護予防訪問介護	同 月19日
ケアステーションな な女てんとう	同 市山本丸橋3丁 目13番1-102号	有限会社ドリーム セブン	同 市山本丸橋3丁 目13番1-102号	訪問介護・福祉用 具貸与・特定福祉 用具販売	平成18年11月1日	介護予防訪問介 護・介護予防福祉 用具貸与・特定介 護予防福祉用具販 売	平成18年11月1日

高砂訪問看護リハビリステーションものは	高砂市高砂町朝日町1丁目3-24 ベルフィオーレ高砂朝日町102	有限会社ものは	高砂市高砂町朝日町1丁目3-24 ベルフィオーレ高砂朝日町102	訪問看護	同 年10月23日	介護予防訪問看護	同 年10月23日
デイサービスセンター里の風	川西市山原2丁目9-18	有限会社ヤポシポロ	川西市山原2丁目9-18	通所介護	同 月24日	介護予防通所介護	同 月24日
清和苑ショートステイサービス	同 市清和台東2丁目4番地32	社会福祉法人友朋会	同 市清和台東2丁目4番地32			介護予防短期入所生活介護	平成18年11月1日
清和苑デイサービスセンター	同 上	同 上	同 上			介護予防通所介護	同
清和苑ホームヘルプサービス	同 上	同 上	同 上			介護予防訪問介護	同
さくらデイサービスステーション	川西市東睦野5丁目15-31	有限会社さくらケア	川西市水明台4丁目6-50			介護予防通所介護	同
デイサービスセンターはちぶせの里	養父市尾崎1327番地	社会福祉法人関寿会	養父市尾崎1327番地			介護予防通所介護	平成18年10月1日
ショートステイはちぶせの里	同 上	同 上	同 上			介護予防短期入所生活介護	同
三相園	丹波市春日町黒井2282番地の3	社会福祉法人三相園福祉会	丹波市春日町黒井2282番地の3	特定施設入居者生活介護	平成18年10月1日	介護予防特定施設入居者生活介護	同
三相園訪問介護事業所	同 上	同 上	同 上	訪問介護	同	介護予防訪問介護	同
五輪荘	丹波市山南町野坂209	社会福祉法人五輪福祉会	丹波市山南町野坂209	特定施設入居者生活介護	平成18年10月13日	介護予防特定施設入居者生活介護	平成18年10月13日
ヘルパーステーション五輪荘	同 上	同 上	同 上	訪問介護	同	介護予防訪問介護	同
なぎらクリニック	丹波市柏原町柏原3053	医療法人社団なぎらクリニック	丹波市柏原町柏原3053	通所リハビリテーション・居宅介護支援	平成18年11月1日	介護予防通所リハビリテーション	平成18年11月1日
大地訪問看護ステーション	加古郡播磨町北本荘3丁目6-23	株式会社大地	加古郡播磨町北本荘3丁目6-23	訪問看護	同 年10月15日	介護予防訪問看護	同 年10月15日
大地介護相談センター	同 上	同 上	同 上	居宅介護支援	同		
有限会社愛ケアサービス	神崎郡神崎町福田331-9	有限会社愛ケアサービス	神崎郡神崎町福田331-9	訪問介護	平成18年4月1日	介護予防訪問介護	平成18年4月1日

2 指定介護機関で名称等の変更があったもの

名 称	所 在 地	変更年月日	変更内容	変更前	変更後
西江井島病院 居宅介護支援センター	明石市大久保町西島653	平成18年10月1日	代表者名・管理者名	代表者 上中宏 管理者 上中宏	代表者 土井直 管理者 大貫たづ子
西江井島病院 デイサービスセンター	同 上	同	同 上	同 上	同 上
株式会社セリオ西宮営業所	西宮市門戸荘2-18-101	平成17年8月1日	名称	株式会社セリオ兵庫営業所	株式会社セリオ西宮営業所
つばさ居宅介護支援センター幸生	加古川市神野町石守1632番地	平成18年11月1日	同 上	幸生居宅介護支援センター	つばさ居宅介護支援センター幸生
有限会社あわじ福祉介護サービス	淡路市志筑1773番地10	同 年9月1日	所在地	淡路市草香718番地1	淡路市志筑1773番地10

3 指定介護機関で廃止した旨の届出のあったもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	廃止年月日	サービス種類
認知症対応型デイサービスセンター「おおくま」	尼崎市杭瀬本町1丁目23-2	医療法人朗源会	平成18年9月30日	通所介護
訪問介護ぬくもり	同 市武庫之荘2丁目7-3	ケアエンタープライズ株式会社	同 年8月31日	訪問介護・介護予防訪問介護
ケアステーションすずらん	同 市南武庫之荘3丁目24-15-204	有限会社健翔	同 年9月17日	訪問介護・介護予防訪問介護
友愛園居宅介護支援センター	明石市鳥羽1538	社会福祉法人友愛の里	同 年10月1日	居宅介護支援
友愛園ホームヘルプステーション	同 上	同 上	同	訪問介護・介護予防訪問介護
訪問介護マツデン	伊丹市荒牧2丁目3-22	有限会社マツデン	平成18年10月31日	訪問介護
高砂訪問看護リハビリステーションものは	高砂市中島3丁目7-5 ロイヤルコーポ宝殿103	有限会社ものは	同 月14日	訪問看護
みなとケアサポート 合資会社オフィスみなと	小野市敷地町596番地1	合資会社オフィスみなと	同 年11月1日	介護予防訪問介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

4 指定介護機関で休止した旨の届出のあったもの

事業所名称	事業所所在地	開設者名称	休止年月日	サービス種類
養父市やぶ在宅介護支援センター	養父市十二所871	養父市長	平成18年10月1日	居宅介護支援
養父市大屋在宅介護支援センター	同 市大屋町大屋市場20-1	同 上	同	居宅介護支援
養父市関宮在宅介護支援センター	同 市関宮633	同 上	同	居宅介護支援

兵庫県告示第 97 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第 8 条第 1 項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

高周波熱錬株式会社 赤穂工場
 赤穂市東有年字外下河原1586-1
 工場長 山 根 弘 士

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

高周波熱錬株式会社 赤穂工場
 赤穂市東有年字外下河原1586-1

- (3) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前	変更後	
排水口名		No. 1	No. 1	No. 2
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	4,660	4,660	0
	最大	4,980	4,980	4,980
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5
	最大	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5

化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	3	3	3
	最大	10	10	10
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	8	8	8
	最大	20	20	20
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	1	1	1
	最大	2	2	2
溶解製鉄含有量 (単位 mg/L)	通常	1	1	1
	最大	2	2	2
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	2	2	2
	最大	5	5	5
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.1	0.1	0.1
	最大	0.5	0.5	0.5

備考 通常時はNo.1排水口のみを使用し、洪水時はNo.1排水口を閉鎖し、No.2排水口のみを使用する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年1月30日から同年2月20日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課

兵庫県告示第98号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

下鶴井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	古谷 修一	豊岡市下鶴井1714番地
同	谷口 重規	同 市下鶴井1846番地
同	山本 道雄	同 市下鶴井1904番地の1
同	大形 俊	同 市下鶴井1946番地
同	岸本 清	同 市下鶴井1920番地
同	村田 隆男	同 市野上1120番地
同	朽谷 進	同 市下鶴井1961番地
同	大逸 和信	同 市下鶴井1654番地
同	田中 榮一	同 市赤石324番地
監事	江中 克好	同 市赤石105番地
同	小川 忠	同 市下鶴井1898番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	古谷 修一	豊岡市下鶴井1714番地
同	大岸 幸夫	同 市下鶴井1962番地
同	山本 道雄	同 市下鶴井1904番地の1
同	大形 俊	同 市下鶴井1946番地
同	山口 廣好	同 市下鶴井1899番地

同	岡	隆	志	同	市野上375番地
同	村	尾	敏	同	市下鶴井1840番地
同	井	川	栄	同	市下鶴井1676番地の3
同	田	中	榮	同	市赤石324番地
監 事	江	中	克	同	市赤石105番地
同	田	中	茂	同	市下鶴井1833番地

兵庫県告示第 99 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
下内膳土地改良区	基盤整備促進事業（一般型）	下内膳地区	平成19年1月30日から 同年2月19日まで	洲本市役所

兵庫県告示第 100 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

飯谷土地改良区

氏名	住所
松田 菅 雄	豊岡市城崎町飯谷117番地
和田 明	同 市城崎町飯谷915番地
長澤 幹 雄	同 市城崎町飯谷59番地
日下 英 明	同 市城崎町飯谷945番地
岸本 春 男	同 市城崎町楽々浦537番地
大島 勇	同 市城崎町楽々浦483番地

兵庫県告示第 101 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
三木市	岩宮地区	平成19年1月30日から 同年2月19日まで	三木市役所

兵庫県告示第102号

造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

第2の1の(1)のアの(イ)中のeをfとし、dの次に次のように加える。

e 特定高齢級間伐

要整備森林に指定されているⅧ齢級以上の森林について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰とする。ただし、過去Ⅵ～Ⅸ齢級の期間において間伐を実施していない森林であって、かつ、下層植生が消失した森林、形状比が90以上の森林等、公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるものに限ることとし、不良木の淘汰に必要な機材・労務を搬入するために作業路の開設が必要な場合、最低限の構造・規格の作業路の開設を対象とする。

第2の1の(1)のアの(イ)を次のように改める。

(イ) 保育（天然更新型）

林木の健全な成長の促進を目的として、原則としてa及びbにあつてはⅧ齢級以下、cにあつてはⅧ齢級以下（広葉樹林についてはⅦ齢級以下）、dにあつてはⅧ齢級以上の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次の事業とする。

第2の1の(1)のアの(イ)のcの次に次のdを加える。

d 特定高齢級間伐

要整備森林に指定されている森林について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰とする。ただし、過去Ⅵ～Ⅸ齢級の期間において間伐を実施していない森林であって、かつ、下層植生が消失した森林、形状比が90以上の森林等、公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるものに限ることとし、不良木の淘汰に必要な機材・労務を搬入するために作業路の開設が必要な場合、最低限の構造・規格の作業路の開設を対象とする。

第2の1の(1)のイ中の(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 人工林整理伐

天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として、Ⅹ齢級～ⅩⅡ齢級の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積）及び作業路の開設とする。ただし、森林施業計画において、抜き伐りによって針広混交林・広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。

なお、抜き伐りを行う場合に、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50パーセント以下とし、残存木の間隔が樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

また、人工林整備伐は、次に掲げる要件を満たす場合に実施できるものとする。

- a 人工林整理伐実施後、知事が別に定める天然更新完了基準に基づき、下層木が更新完了したと判断されない森林においては、原則として、地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行うこととする。
- b 天然更新完了後の下層木の育成のために実施した人工林整備伐実施後10年間は上層木の全面的な伐採を行わないこと。
- c 事業主体は、補助金の交付申請時に(ア)及び(イ)についてその旨を約する書面を添付することとする。

また、森林所有者が事業主体でない場合は、受託契約書等において同様の趣旨を明記するものとする。

第2の1の(1)のイ中の(ウ)を(ク)、(カ)を(キ)、(ケ)を(ク)、(コ)を(キ)、(ク)を(キ)とする。

第2の1の(1)のオの(イ)を次のように改める。

(イ) 保育（植栽型）

イの(イ)に準ずる。

第2の1の(1)のオの(イ)を次のように改める。

(イ) 保育（天然更新型）

イの(イ)に準ずる。

第2の1の(2)のアを次のように改める。

ア 公的森林整備推進事業

本事業の対象とする事業内容は、(1)のうち、アの(イ)の伐採前特殊地ごしらえを除くすべてとする。

ただし、分収方式解除後の森林施業は、森林整備法人が、分収林契約の契約期間の途中で当該契約を解除した後に継続して実施するものを対象とする。

第2の4の(1)のイの(イ)のbを次のように改める。

b 枝払い

1の(1)のイの(ウ)のbに準ずる。

第2の4の(1)のイの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 樹下植栽等

1の(1)のイの(ニ)に準ずる。

第2の4の(1)のイの(ウ)のaを次のように改める。

a 下刈

1の(1)のイの(ウ)のaに準ずる。

第2の4の(1)のイの(ウ)のbを次のように改める。

b 雪起こし

1の(1)のイの(ウ)のbに準ずる。

第2の4の(1)のイの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 育成複層林作業路

1の(1)のイの(ウ)に準ずる。

第2の5を次のように改める。

5 里山エリア再生事業

第2の5の(1)のエを次のように改める。

エ 付帯施設整備

次に掲げる整備とする。

(ア) 居住地周辺の森林の多面的機能の保全を図ることを目的として行う標識類の整備、苗木置場、資機材置場等林内作業場の整備

(イ) 防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、は種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木のとうた等の防火帯の整備並びに防火溝、用水路及び退避地の整備

(ウ) 健全な森林の造成・保全を目的として、野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制限等を行う防護柵、食害防止チューブ、忌避剤等の鳥獣害防止施設等の整備

(エ) 居住地周辺の森林に侵入する竹の進入を防止するための障壁の埋設等の防竹帯の整備

第2の5の(2)を次のように改める。

(2) 対象事業の範囲

本事業の対象とする事業内容は、(1)に掲げるもののすべてとする。

ただし、次のア、イ及びエの要件にすべて該当するもの、もしくはウ及びエの要件にすべて該当するものとする。

第2の5の(2)のイの次に次のウ及びエを加える。

ウ 整備対象森林が人家5戸以上の集落に接する林班（農地を介在して接する場合も含む）であり、竹林化の防止、鳥獣害の防止、耕作放棄地の森林化等地域の課題に対応するため林相の改良や森林の造成を図る必要があること。

エ 整備面積の合計が20ヘクタール以上であること。

第2の5の(3)を次のように改める。

(3) 事業主体

市町、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法（昭和26年法律第249号）第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。）又は森林法施行令第11条第8号に規定する団体

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年1月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、平成18年度の造林事業に係る補助金から適用する。

兵庫県告示第 103 号

平成15年兵庫県告示第448号（漁船損害等補償法の規定による加入区の指定）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「釜口加入区 釜口漁業協同組合」及び「浦加入区 浦漁業協同組合」を削る。

兵庫県告示第 104 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	都 市 計 画 の 種 類	都 市 計 画 の 名 称
芦 屋 市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	新浜住宅地区地区計画
明 石 市	東播都市計画地区計画	本町2丁目地区地区計画
姫 路 市	中播都市計画地区計画	キャストィ21地区計画

兵庫県告示第 105 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	都 市 計 画 の 種 類	都 市 計 画 の 名 称
神 戸 市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	垂水7生産緑地地区ほか5地区
同 市	神戸国際港都建設計画第二種市街地再開発事業	新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
芦 屋 市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）下水道	芦屋市公共下水道
西 宮 市	阪神間都市計画生産緑地地区	上ヶ原27生産緑地地区ほか9地区
同 市	阪神間都市計画下水道	西宮市公共下水道
尼 崎 市	阪神間都市計画生産緑地地区	田能6丁目12生産緑地地区ほか6地区
同 市	阪神間都市計画地区計画	尼崎臨海西部拠点地区地区計画
伊 丹 市	阪神間都市計画生産緑地地区	天神川1-33生産緑地地区ほか20地区

宝塚市	同上	亀井町1生産緑地地区ほか29地区
同 市	阪神間都市計画公園	2.2.6076号山本山手第5公園ほか4公園
川西市	阪神間都市計画生産緑地地区	北・中部83生産緑地地区ほか8地区
加古川市	東播都市計画道路	3.5.578号尾上線
同 市	同上	3.4.555号神吉中津線ほか1路線
同 市	東播都市計画地区計画	坂元・野口地区地区計画
姫路市	中播都市計画用途地域	
同 市	中播都市計画高度地区	
洲本市	洲本都市計画用途地域	
同 市	洲本都市計画道路	3.5.732号船場線ほか1路線
南あわじ市	南淡都市計画道路	3.5.800号福良賀集線ほか3路線

兵庫 県 告 示 第 106 号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、東仲ノ町地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成19年1月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地
売払い物件

物件 番号	所 在 地	面 積 ㎡	地 目
1	神戸市中央区野崎通3丁目359番	37.02	宅地
2	神戸市中央区旗塚通4丁目346番	80.20	宅地
3	神戸市兵庫区西出町2丁目16番9	27.12	宅地
4	神戸市長田区東尻池町3丁目88番	41.97	宅地
5	神戸市長田区片山町5丁目12番2	315.18	宅地
6	南あわじ市市円行寺字風呂ノ本136番2	298.35	宅地
7	姫路市の形町の形字松五良浜1698番3	127.74	宅地
8	豊岡市正法寺字寺谷452番13	242.47	宅地
9	美方郡新温泉町芦屋字水尻853番124	181.15	宅地

10	朝来市和田山町和田山字東裏148番4	264.31	宅 地
----	--------------------	--------	-----

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）及び被補助人で不動産取引制限のある者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間を経過しない者
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する者
- (4) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県企画管理部管理局財産管理室

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
 - 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
 - 兵庫県企画管理部管理局財産管理室
- (2) 配布期間及び申込期間
 - 配布期間は平成19年1月30日（火）から同年2月21日（水）まで、申込期間は平成19年1月31日（水）から同年2月21日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
 - 毎日午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号1、2、3、4及び5
 - ア 場所
 - 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
 - 兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
 - 平成19年2月28日（水） 午前9時30分から
- (2) 物件番号6
 - ア 場所
 - 南あわじ市八木養宜中560-1
 - 淡路農業技術センター内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
 - 平成19年3月1日（木） 午前10時30分から
- (3) 物件番号7
 - ア 場所
 - 姫路市北条1-98
 - 姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時

平成19年3月1日(木) 午後3時30分から

(4) 物件番号8、9及び10

ア 場所

豊岡市幸町7-11

豊岡総合庁舎内会議室(詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。)

イ 日時

平成19年3月2日(金) 午後1時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時まで提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画管理部管理局財産管理室

電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成19年1月30日

阪神南県民局長 大 西 孝

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急オアシス武庫之荘店

所在地 尼崎市南武庫之荘1丁目214、216、217、218

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 福 田 皖 行

住所 尼崎市武庫之荘西2丁目39番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急オアシス	千 野 和 利	大阪市北区角田町8-7
株式会社スギ薬局	杉 浦 広 一	愛知県安城市二本木町二ツ池30-10
株式会社キャンドゥ	城 戸 博 司	東京都板橋区板橋3-9-7

(2) 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社スギ薬局	杉浦 広一	愛知県安城市二本木町二ツ池30-10
株式会社キャンドウ	城戸 博司	東京都板橋区板橋3-9-7
株式会社アージュ	田村 英樹	広島市西区商工センター2-15-1

4 変更年月日

平成18年11月9日

5 届出年月日

平成18年11月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年1月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年5月30日

提出先 阪神南県民局県土整備部まちづくり課

〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15-13

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年1月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

ITスクールコンピューター一式の賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

平成19年1月10日

4 落札者の名称及び住所

N T Tファイナンス株式会社 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6階

5 落札金額

241,094,700円

6 契約の相手方を決定した手続

一般

7 入札公告をした日

平成18年11月28日

財団法人行政書士試験研究センター公告

財団法人行政書士試験研究センター公告
 行政書士試験事務規程（行試セ規第11号）第25条第1項の規定に基づき公示した平成
 18年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成19年1月30日

財団法人行政書士試験研究センター
 理事長 池ノ内 祐 司

試 験 地 兵庫県

受験番号

5510009	5511307	5512058	5520201	5530306
5510055	5511313	5512081	5520210	5530351
5510061	5511319	5512108	5520211	5530391
5510131	5511331	5512114	5520225	5530442
5510177	5511338	5512121	5520315	5530454
5510213	5511339	5512130	5520324	5530459
5510255	5511345	5512165	5520384	5530545
5510348	5511365	5512182	5520420	5530558
5510366	5511390	5512197	5520444	5530588
5510384	5511426	5512200	5520502	5530642
5510410	5511444	5512201	5520509	5530678
5510423	5511462	5512206	5520655	5530681
5510553	5511471	5512231	5520670	5530696
5510607	5511503	5512245	5520675	5530720
5510610	5511513	5512275	5520680	5530721
5510627	5511518	5512291	5520687	5530743
5510664	5511550	5512314	5520728	5530756
5510712	5511559	5512315	5520730	
5510740	5511585	5512348	5520742	
5510751	5511653	5512371	5520755	
5510781	5511685	5512388	5520829	
5510792	5511692	5512393	5520834	
5510800	5511718	5512401	5520844	
5510813	5511727	5512408	5520867	
5510859	5511728	5512426	5520870	
5510877	5511752	5512481	5520882	
5510881	5511778	5512488	5520905	
5510978	5511812	5512497	5520921	
5511010	5511824	5512503	5520934	
5511022	5511841	5512504	5520935	
5511031	5511866	5512516	5520939	
5511038	5511867	5512535	5520949	
5511101	5511873	5512536	5520980	
5511123	5511912	5512580	5520998	
5511140	5511932	5512594	5521012	
5511171	5511936	5512606	5521014	
5511180	5511962	5512610	5530154	
5511194	5511967	5512624	5530168	
5511224	5511980	5512641	5530178	
5511231	5511995	5520033	5530183	
5511241	5512000	5520036	5530186	
5511289	5512012	5520054	5530242	
5511295	5512017	5520107	5530251	
5511303	5512023	5520127	5530276	

以上193人